



# 健康事業所宣言

「聞いたことはある 関心もある けどよくわからない…」  
そろそろ健康経営®️を始めたい事業所の最初のステップ



※「健康経営®️」はNPO 法人健康経営研究会の登録商標です。



全国健康保険協会 北海道支部  
協会けんぽ

北海道健康増進計画  
すこやか北海道21



北海道商工会議所連合会



北海道商工会連合会



連携の絆を深め、輝く明日へ  
北海道中小企業団体中央会  
Hokkaido Federation of Small Business Associations

## 健康事業所宣言とは

健康事業所宣言とは、**健康経営に取り組む事業所であることを内外に宣言すること**です。

(健康経営とは、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。)

協会けんぽ健康事業所宣言のエントリー要件自体が、健康経営のPDCAサイクルに必要な要素を兼ねていますので、エントリー要件達成を目指していくことで、自然と「その事業所だけの健康経営」が形成されていきます。

### 健康課題

### 健康事業所宣言の要件

- ① 健康診断結果の提出
- ② 再検査・要治療者へ受診を促す
- ③ 特定保健指導の実施
- ④ 職場の健康プランを設定し取り組む
- ⑤ 健康保険委員の登録

### 取り組み結果

## 要件を満たしていないと健康事業所宣言にエントリーできない？

「エントリー要件⑤ 健康保険委員の登録」は必須要件ですが、エントリー要件①～④は今後の目標です。現時点で達成していなくとも、達成に向け取り組んでいただくことでエントリーしていただけます。

## 「健康経営」は行政や経済界も推進しています

### 厚生労働省・経済産業省

優良な健康経営を実践している企業を、「健康経営銘柄」(東京証券取引所の上場会社を対象)や「健康経営優良法人」として認定しています。「健康経営優良法人」への認定には、協会けんぽ等の保険者が行う「健康宣言事業」に参加が必要です。

### 日本健康会議

経済団体、医療団体、保険者、自治体などが連携・協力し、職域、地域の創意工夫を生かしながら、誰もが活躍できる社会を実現していくことを目的に、2025年度を達成目標年度とする「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」を採択。その中で“協会けんぽ等保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする”と宣言しています。

(2023年現在 231,361社)

### 北海道「北海道健康増進計画」 すこやか北海道 21

健康寿命の延伸を目指すとともに地域などの違いによる健康格差の縮小の実現を目指し、道民の健康増進を総合的に推進しています。また、北海道内における事業所の健康づくりの取り組みと推進を図るため、従業員の健康づくりに取り組む事業所の好事例集を作成、配布しています。

# 健康事業所宣言によって得られる主な効果



## 従業員からの信頼・職場の活性化

健康事業所宣言は「従業員の健康や働き方に配慮します」といったメッセージ。メッセージの第一の受け手は従業員の方々です。

健康事業所宣言の目標である特定保健指導の実施や、健康プランの取り組みを通じて「従業員を常に気にかけて、就労環境を向上させる姿勢がある」ことを知ってもらいましょう。従業員からの信頼が高まり、より前向きな体調管理が浸透するほか、心身の健康不安について適切なタイミングでの報告・相談が期待できるでしょう。

## 生産性の向上・従業員の定着

プレゼンティーズムという言葉をご存じですか？心身の不調が原因で「出勤はしているが業務効率が低下している状態」を指す言葉です。（腰痛や二日酔いなども不調に含まれます）

不調を我慢しながら出勤した日はやはり実力を発揮できなかったのではないのでしょうか。

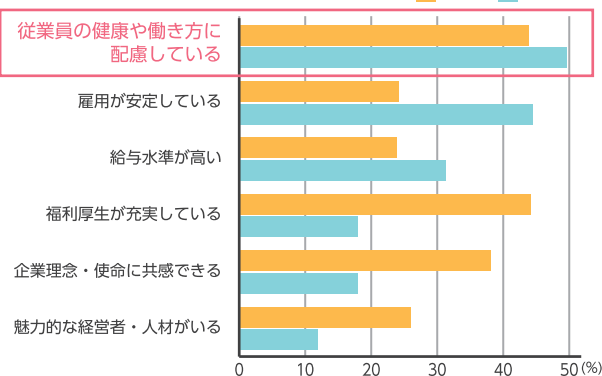
出勤=100%のパフォーマンスとは限らず「プレゼンティーズム状態の従業員数 × プレゼンティーズムの度合い × 期間」=「会社にとっての生産性損失」となります。

損失を0にするのは至難ですが、健康事業所宣言に基づく取り組みを進める中で損失を0に近づけることができます。また、プレゼンティーズムを放置

すると従業員が健康状態を悪化させ、就労困難（職場からの離脱）となるリスクが高まります。一日でも早く職場の健康づくりに取り組み、生産性を向上させ、従業員が長く生き生きと活躍できる環境をつくりましょう！



就活生：将来どのような企業に就職したいか  
親：どのような企業に就職させたいか（3つまで回答）  
■ 就活生 ■ 就活生の親

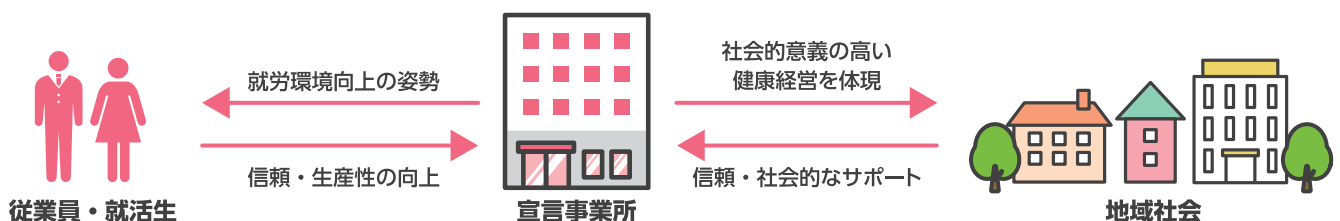


（出典 令和4年6月 経済産業省ヘルスケア産業課「健康経営の推進について」）

## 社会からの信頼・イメージアップ

左図の意識調査では「従業員の健康や働き方に配慮している」が就活生・親ともに高い水準です。この結果は、同項目がもはや会社選びの前提となっていることを示唆しています。

実際に、健康事業所宣言を行っている事業所に対し、ハローワークでは人材確保の重点的な支援を行っているほか、金融機関と信用保証協会では融資の利率を優遇するなど、健康経営に取り組む事業所を地域社会がサポートする構図が主流になっています。



# 健康事業所宣言

## 活用例と協会けんぽからのバックアップ

### 宣言書を交付いたします

協会けんぽ北海道支部と  
北海道が連携した宣言書を  
ぜひ社内に掲示して下さい



### 協会けんぽ北海道支部ホームページにて事業所名を周知いたします

健康づくりに高い意識を持つ  
企業としてイメージアップ!



### 事業所健康度レポートを お届けいたします(年1回)

レポートには自社の医療費データなどが掲載されて  
おり、同業種企業と比較することで健康づくりの  
PDCAに活用できます

### 金融機関・信用保証協会にて 宣言事業所限定の優遇を受けられます

宣言事業所を対象とした専用商品の取り扱い  
をしています

### 宣言事業所であることを 求人票に記載できます

健康事業所宣言をしていることを、  
求人票の備考欄や企業PRシートに記載しましょう!

### 宣言事業所限定の広報紙を お届けします

他社の健康プラン取り組み例など、  
自社の健康づくりに役立つ情報を発信します

new

### 職場の健康づくりをサポートいたし ます(フォローアッププログラム)

フォローアッププログラムとは、食・運動・禁煙・メンタルヘルスの4つの健康課題改善に取り組んでいただくためのプログラムを宣言事業所のために用意したサービスです

### 健康測定機器を 無料で貸し出したします

従業員の皆様の生活習慣の改善や健康づくりのきっかけにご活用ください

## 令和6年度から新しく「フォローアッププログラム」が始まりました!

これまで以上に宣言事業所の健康づくりを協会けんぽがバックアップいたします!

フォローアッププログラムをはじめとした、健康事業所宣言に関する最新情報は「宣言事業所専用のポータルサイト」をご覧ください。

詳しくはコチラ!





## エントリー要件① 健康診断結果の提出



法令に従い、事業主を含む全従業員に対して「定期健康診断」を実施する。

重要



協会けんぽに対し「40歳以上の従業員（被保険者）の健康診断結果」を毎年100%（全員分）提出する。

全員協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を利用している場合  
⇒健診実施機関から当支部に健康診断結果が提出されますので、  
手続きは不要です。引き続き生活習慣病予防健診をご利用ください。

「生活習慣病予防健診」を利用していない方がいる場合  
＝労働安全衛生法による定期健康診断（事業者健診）を受診している場合  
⇒健康診断結果提出の手続きが必要です！エントリーシート（P12）裏面の  
同意書（P11）を忘れずにご記入ください。



提供手続きの詳細



## オススメはやっぱり協会けんぽの「生活習慣病予防健診」 令和5年度から自己負担額 7,169円→5,282円に軽減

がん検診（肺がん・胃がん・大腸がん）が手厚いこととお馴染みの「生活習慣病予防健診」が更にオトクになりました！

健康診断結果の提出手続きを健診実施機関が代行する点もオススメです！

更なるオススメポイントは付加健診！

検査項目を増やし、病気の早期発見が期待できる付加健診の対象年齢が令和6年度から拡大されています。

## 目標提出率 実質100%の「実質」って……なに？

年度途中の入退社（再雇用や季節雇用）や、健診時期のずれ込みにより、協会けんぽでのカウント上100%にならない場合がございます。このような場合、実質的な提出率は100%とみなしています。

そのほか、個別の事情によりどうしても100%にならないとのご相談を多くいただきますが、100%達成に向け取り組むことが重要ですので、ぜひエントリーをお願いいたします。

## エントリー要件② 再検査・要治療者へ受診を促す



従業員の健康診断結果を把握する。

重要



再検査などの必要がある従業員に対し医療機関への受診を促す。

## 健康診断は、受けた後が大切なんです

健診後に送付される健診結果通知票に「要精密検査」や「要治療」の結果があった場合は、早期に検査・治療をするようお勧めください。

また、医療機関を受診しやすいよう勤務シフトなどにもご配慮ください。



# エントリー要件③ 特定保健指導の実施



重要



協会けんぽの特定保健指導を実施する。

特定保健指導とは

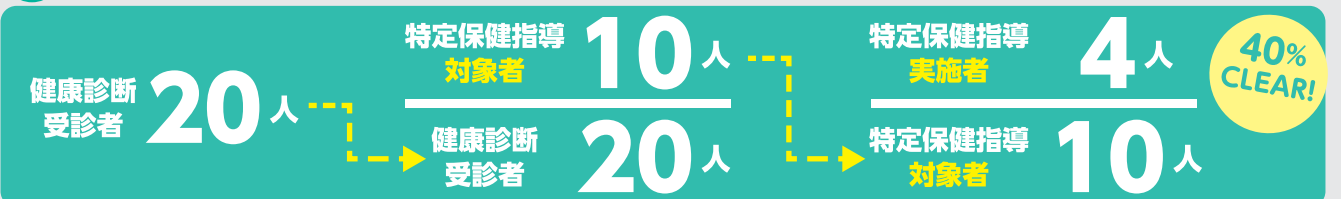
⇒「エントリー要件①：健康診断結果の提出」(P5) で収集した健康診断結果を分析し、メタボリックシンドロームのリスクがある方に健康相談を実施します。面談は、専門知識を持つ保健師・管理栄養士が行い、費用は0円です。



## 特定保健指導 = 健康づくりのアウトソーシング！

専門的な知識が必要となる職場の健康づくりを事業所単位で取り組むのは難しいでしょう。厚生労働省のプログラムに沿って実施する特定保健指導は、一度面談をして終わりではありません。3～6ヶ月の間、従業員様に寄り添い健康づくりというマラソンを伴走します。通常であれば必要なコスト（知識・時間・費用）が、協会けんぽにお任せいただければすべて0円！健康づくりの体制を無料でアウトソーシングできるのです。

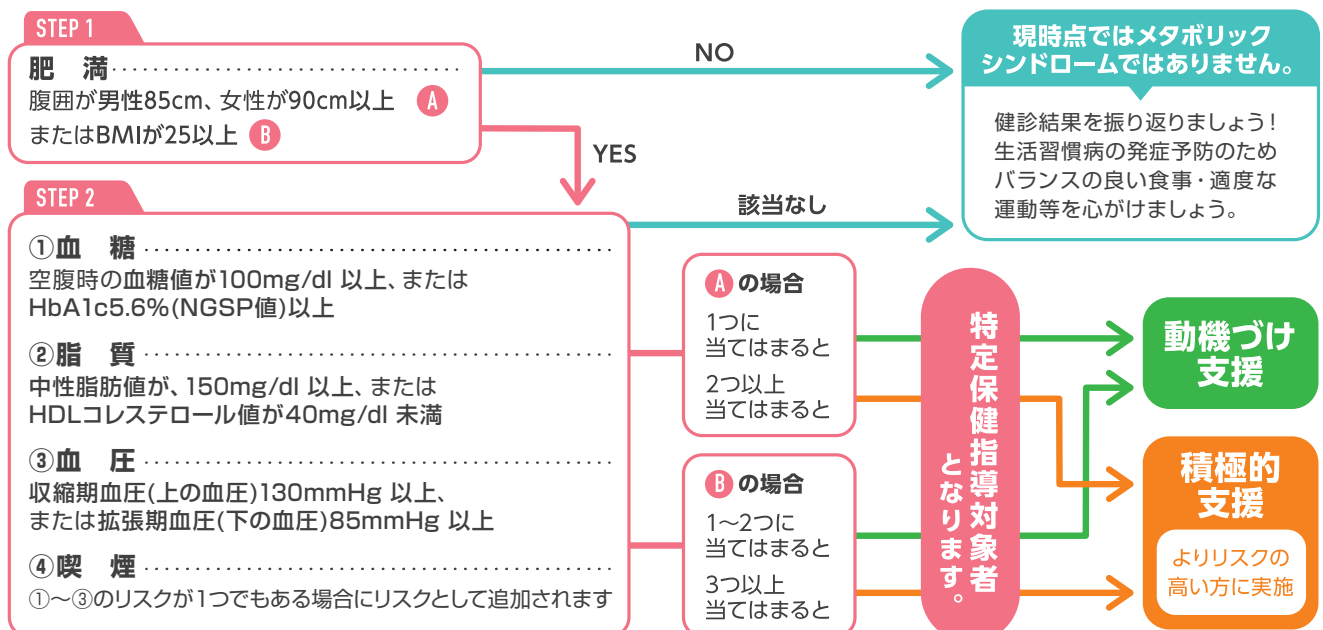
## 実施率 40%の考え方



例えば 20 人が健康診断を受け、そのうち 10 人がメタボリスク有（特定保健指導の対象）とします。この場合、4 人に特定保健指導を実施すると実施率 40%（4 人 / 10 人）となります。また、40% を達成したら、翌年は 50% 以上の実施率を目指しましょう。脱メタボによる対象者の減少（特定保健指導の効果）と、実施率を 100% に近づけていくこと（効果範囲の拡大）で、最終的に特定保健指導対象者が 0 人となることが理想です。

## 特定保健指導対象者の選定方法

※現在、治療中（血圧、脂質、血糖）の方は除きます。



※65～74歳の方は積極的支援の対象となった場合も動機づけ支援となります。

## エントリー要件④ 職場の健康プランを設定し取り組む

重要



事業所が抱える健康課題を考え、解決に向け持続可能な取り組みを行う。

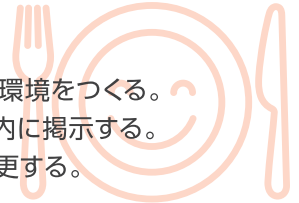
健康課題は事業所によって千差万別です。喫煙率が高いなど、明確な課題が存在する場合もありますが健康診断結果の把握や特定保健指導の実施を通して初めて浮き彫りになる課題もあります。初めから最適解を考えたり、高い難易度の取り組みを行う必要はありません。

取り組みを進めるうちに健康課題が変わることもあります。まずはできることから始めてみましょう。



### 食生活・栄養プランの例

- 社内に体重計または血圧計を設置し定期的に測定できる環境をつくる。
- 食事の摂り方(栄養バランスなど)をパンフレット等で社内に掲示する。
- 自動販売機の飲料を、無糖・低糖・低カロリーのものに変更する。



### 運動の推進プランの例

- 就業時間や休憩時間にストレッチングを実施する。
- 徒歩や自転車通勤を奨励する仕組みをつくる。
- 職場に運動するスペースや器具を設置する。



### 喫煙対策プランの例

- たばこの害をパンフレット・ポスター等で掲示する。
- 喫煙室の設置や社屋内禁煙など社内の分煙に取り組む。
- 社用車を禁煙にする。



### メンタルヘルス対策プランの例

- ノー残業デーの設定など時間外勤務の抑制に取り組む。
- 有給休暇取得の計画・管理などにより、有給休暇の取得を促進する。
- ストレスチェックを実施する。



## エントリー要件⑤ 健康保険委員の登録



事業所と協会けんぽを結ぶパイプ役が健康保険委員です。

健康事業所宣言の必須要件としておりますが、登録料や、大変なお仕事をご依頼することはありません。研修会や広報紙などを通して役立つ情報を優先的にご提供いたしますので、有用なものをご活用ください。既に健康保険委員をご登録いただいている場合は、改めてのご登録は必要ございません。

# ここまでのおさらい



従業員の健康を会社の大切な資産と捉え  
健康維持・増進に取り組むことが健康経営



健康経営は行政や経済界も推進しており  
社会的重要度が上がっているが、取り組み方は会社それぞれ  
協会けんぽの健康事業所宣言にエントリーすることで  
自社の現状に沿った健康経営の方法が段々とわかる

## まずは健康事業所宣言!



健康事業所宣言のエントリーには以下2点の提出が必要

### ①健康事業所宣言エントリーシート ②同意書

※②同意書が不要な場合もございますが、判断に迷う場合はご提出ください  
①・②は本誌最終ページ(P11、P12)にあります  
キリトリ線に沿って切り離し、記入例(P9、P10)を参考にご記入ください

### ①・②を協会けんぽ北海道支部に送付

宛先

〒001-8511  
札幌市北区北10条西3丁目23-1  
THE PEAK SAPPORO 3階  
協会けんぽ北海道支部 企画グループ



### 協会けんぽ北海道支部から宣言書が届く

宣言書に記載された目標と、独自に設定した健康づくりプランを軸に  
健康経営を進めましょう! フォローアッププログラムなどの宣言事業  
所専用のサービス・情報もぜひご活用ください



# 同意書 記入例

切り取って  
ご提出ください

※同意書は「原本」の提出が必要になるため、エントリーシートとあわせて郵送にてご提出ください。

## 同意書

全国健康保険協会 北海道支部  
協会けんぽ

当社は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条に基づき実施した健康診断のうち、40 歳以上 75 歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健診項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 2 項及び 3 項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 全国健康保険協会北海道支部（以下「北海道支部」という。）が健診実施機関より事業者健診データの提供を受け、北海道支部が指定する形式でのデータ作成を委託すること。
2. 事業者健診データの取得に際し、北海道支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、北海道支部が取得する事業者健診データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導（特定健康診査を含む）・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されないことがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。（ただし次年度以降に健診実施機関に変更があった場合は除く。）

ご署名欄 ※健康保険証の記号 （8桁または7桁の数字） を必ずご記入ください ※事業主様の印を必ず ご捺印ください ※記入に代えて、社判 をご捺印いただいても かまいません	事業所記号 （健康保険証の記号）	9 9 9 9 9 9 9 9	令和 6 年 00 月 00 日
	郵便番号	〒 000 - 0000	
	事業所所在地	札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇△△ビル	
	事業所名称	全国健康保険協会	
	事業主様氏名	協会 薫	印
ご担当者様氏名	協会 夏樹	（部署 総務課）	
電話番号	011 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	（内線 〇〇〇）	

裏面のエン

どこで、いつごろ健康診断を受診されているかご記入ください。

### ◆健診受診（予定）状況等をご記入ください

#### ●ご記入いただいた内容を基に、健診機関に対し健診結果データ提供依頼をいたします

※今年度受診した（する）内容をご記入願います（複数ある場合は全てご記入ください）。

※受診（予定）者数は、40 歳から 74 歳までの方の人数をご記入願います。

※健診機関によっては、諸事情によりデータを提供できない機関もございます。  
その場合は改めてご連絡をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

①	健診機関名称：〇〇病院	受診（予定）月：	6 月
	健診機関所在地：札幌市中央区〇丁目△番□号	受診（予定）者数： <td>30 名</td>	30 名
②	健診機関名称：〇〇診療所	受診（予定）月： <td>12 月</td>	12 月
	健診機関所在地：札幌市西区〇丁目△番	受診（予定）者数： <td>30 名</td>	30 名
③	健診機関名称：	受診（予定）月： <td>月</td>	月
	健診機関所在地：	受診（予定）者数： <td>名</td>	名
④	健診機関名称：	受診（予定）月： <td>月</td>	月
	健診機関所在地：	受診（予定）者数： <td>名</td>	名

健康サポートの希望時期について

・第一希望 1 月頃 ・第二希望 3 月頃

※具体的な日程は協会けんぽから連絡をさせていただき調整いたします。

【健康サポート（特定保健指導）とは】

ご提供いただいた健診結果により、メタボリックシンドロームの予防や解消が必要な方は保健師や管理栄養士による「一人ひとり」に見合った「食生活」や「運動」など、様々な健康に関する相談を無料で受けることができます。

（健診機関よりデータを提供いただく時期によってはご希望に添えない場合がございますが、あらかじめご了承ください。）

### ◆個人情報について

事業主様が協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）に規定されています。したがって、事業主様が責任を問われることはありません。

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）より抜粋

第二十七条

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

シートを必ずご記入ください

# エントリーシート 記入例

ご提出は郵送にてお願いいたします  
〒001-8511 札幌市北区北10条西3丁目23番地1  
THE PEAK SAPPORO 3階  
協会けんぽ北海道支部 企画グループ 宛


切り取って  
ご提出ください

## 健康事業所宣言 エントリーシート

当社は、従業員が心身ともに元気に働ける事業所を目指して、今後、以下の項目に取り組む

### エントリー要件①・②・③

以下①～③をお読みいただき、右欄にチェック  をお願いします。

① 健康診断の実施	被保険者(40歳以上)の健診受診率を100%(実質)とします。	<input checked="" type="checkbox"/> チェックを お願いいたします   チェック!
② 再検査・要治療者への受診勧奨の実施	健診結果において再検査などの必要がある従業員に対し医療機関への受診を勧めます。	
③ 特定保健指導の実施	被保険者の特定保健指導(初回面談)の実施率を40%以上とします。(既に40%以上実施している場合は、前年度以上の実施率かつ50%以上)	

### エントリー要件④:職場の健康プランを設定し取り組む

独自に設定する職場の健康プランをご記入ください。

右の4つの健康づくりカテゴリからお選びください(○印・複数可)	<input checked="" type="radio"/> 食生活・栄養プラン <input checked="" type="radio"/> 喫煙対策プラン <input type="radio"/> 運動の推進プラン <input type="radio"/> メンタルヘルス対策プラン
選んでいただいたプランについて社内ですべて具体的にどのように取り組むかご記入ください ※P7の取り組み例もご参考になさってください	社用車を禁煙とする ノー残業デーの設定など時間外勤務の抑制に取り組む

社内で行う健康プランをご記入ください。既に取り組んでいる内容でもかまいません。

事業所記号(健康保険証)記号	9 9 9 9 9 9 9 9 ※下記はゴム印等でもかまいません
郵便番号	〒000-0000
事業所所在地	札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇 △△ビル
事業所名称	全国健康保険協会
役職・事業主様氏名	取締役社長 協会 薫
電話番号	011-〇〇〇-〇〇〇〇
ホームページアドレス (ホームページをリンク先として登録希望の場合はご記入ください)	<a href="http://www.kyoukaikenpo.or.jp/">http://www.kyoukaikenpo.or.jp/</a>

### エントリー要件⑤:健康保険委員 登録欄

協会けんぽ北海道支部との窓口になっていただける方(事業主さま・労務管理ご担当者さまなど)を健康保険委員としてご登録ください。

健康保険委員様	健康保険証記号・番号	9 9 9 9 9 9 9 9 - 9 9 9 9 9 9 9 9
	所属・役職	総務課 係長
	ご担当者様氏名	協会 夏樹 ( <input checked="" type="checkbox"/> 登録済 )

上記の者が健康保険委員として登録することに同意します。

健康保険委員のご登録がない事業所様は、必ずご登録をお願いいたします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日 事業主名 協会 薫

※エントリーいただいた事業所さまの事業所名を協会けんぽ北海道支部ホームページで周知いたします。  
また、ホームページアドレスをご記入いただいた事業所さまはホームページをリンク先として登録いたします。



エントリーシートはwebからでもダウンロードできます!

始めよう!健康事業所宣言!

検索



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/cat070/kenkoujigyoushosengen/kenkousengen/>

切り取って  
ご提出ください

※同意書は「原本」の提出が必要になるため、エントリーシートとあわせて郵送にてご提出ください。

# 同意書

全国健康保険協会 北海道支部  
協会けんぽ

当社は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条に基づき実施した健康診断のうち、40 歳以上 75 歳未満及び受診日において全国健康保険協会の被保険者資格を有する者の特定健診項目の結果について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 2 項及び 3 項の規定に基づき、下記のとおり同意します。

記

1. 全国健康保険協会北海道支部（以下「北海道支部」という。）が健診実施機関より事業者健診データの提供を受け、北海道支部が指定する形式でのデータ作成を委託すること。
2. 事業者健診データの取得に際し、北海道支部は、必要に応じ健診受診者の健康保険被保険者証の記号・番号等に関する情報を健診実施機関に対して提供できるものとし、北海道支部が取得する事業者健診データについては、受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導（特定健康診査を含む）・健康相談を受ける時並びに特定の個人が識別されることがない方法で統計・調査研究を実施する場合に限り使用できること。
3. 特段の申し出がない場合については、次年度以降も引き続き本同意書は効力を有すること。（ただし次年度以降に健診実施機関に変更があった場合は除く。）

<b>ご署名欄</b> <small>※健康保険証の記号 (8桁または7桁の数字) を必ずご記入ください</small> <small>※事業主様の印を必ず ご捺印ください</small> <small>※記入に代えて、社判 をご捺印いただいても かまいません</small>	事業所記号 (健康保険証の記号) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>											令和 年 月 日
	郵便番号： 〒                      -											
	事業所所在地：											
	事業所名称：											
	事業主様氏名：	印										
	ご担当者様氏名：	(部署)										
電話番号：                      -                      -	(内線)											

裏面のエントリーシートを必ずご記入ください

## ◆健診受診（予定）状況等をご記入ください

### ●ご記入いただいた内容を基に、健診機関に対し健診結果データ提供依頼をいたします

- ※今年度受診した（する）内容をご記入願います（複数ある場合は全てご記入ください）。
- ※受診（予定）者数は、40 歳から 74 歳までの方の人数をご記入願います。
- ※健診機関によっては、諸事情によりデータを提供できない機関もございます。  
その場合は改めてご連絡をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

①	健診機関名称：	受診（予定）月：	月
	健診機関所在地：	受診（予定）者数：	名
②	健診機関名称：	受診（予定）月：	月
	健診機関所在地：	受診（予定）者数：	名
③	健診機関名称：	受診（予定）月：	月
	健診機関所在地：	受診（予定）者数：	名
④	健診機関名称：	受診（予定）月：	月
	健診機関所在地：	受診（予定）者数：	名
健康サポートの希望時期について		・第一希望 ____月頃      ・第二希望 ____月頃 ※具体的な日程は協会けんぽから連絡をさせていただき調整いたします。	

### 【健康サポート（特定保健指導）とは】

ご提供いただいた健診結果により、メタボリックシンドロームの予防や解消が必要な方は保健師や管理栄養士による「一人ひとり」に見合った「食生活」や「運動」など、様々な健康に関する相談を無料で受けることができます。  
 （健診機関よりデータを提供いただく時期によってはご希望に添えない場合がございますが、あらかじめご了承ください。）

## ◆個人情報について

事業主様が協会けんぽに対して健診結果をご提供いただくことは、『高齢者の医療の確保に関する法律』（昭和 57 年法律第 80 号）に規定されています。したがって、事業主様が責任を問われることはございません。

『高齢者の医療の確保に関する法律』（昭和 57 年法律第 80 号）より抜粋  
第二十七条


- 1 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。
- 2 前二項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

## 健康事業所宣言 エントリーシート

当社は、従業員が心身ともに元気に働ける事業所を目指して、今後、以下の項目に取り組みます。


### エントリー要件①・②・③

以下①～③をお読みいただき、右欄にチェック  をお願いします。

① 健康診断の実施	被保険者(40歳以上)の健診受診率を100%(実質)とします。	 チェック!
② 再検査・要治療者への受診勧奨の実施	健診結果において再検査などの必要がある従業員に対し医療機関への受診を勧めます。	
③ 特定保健指導の実施	被保険者の特定保健指導(初回面談)の実施率を40%以上とします。(既に40%以上実施している場合は、前年度以上の実施率かつ50%以上)	

### エントリー要件④:職場の健康プランを設定し取り組む

独自に設定する職場の健康プランをご記入ください。

右の4つの健康づくりカテゴリからお選びください(○印・複数可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食生活・栄養プラン</li> <li>● 運動の推進プラン</li> <li>● 喫煙対策プラン</li> <li>● メンタルヘルス対策プラン</li> </ul>
選んでいただいたプランについて社内で具体的にどのように取り組むかご記入ください ※P7の取り組み例もご参考になさってください	

事業所記号(健康保険証)記号	_____	※下記はゴム印等でもかまいません
郵便番号	〒 _____	
事業所所在地	_____	
事業所名称	_____	
役職・事業主様氏名	_____	
電話番号	_____	
ホームページアドレス (ホームページをリンク先として登録希望の場合はご記入ください)	_____	

### エントリー要件⑤:健康保険委員 登録欄

協会けんぽ北海道支部との窓口になっていただける方(事業主さま・労務管理ご担当者さまなど)を健康保険委員としてご登録ください。

ご担当者様	健康保険証記号・番号	_____
	所属・役職	_____
	ご担当者様氏名	_____ ( <input type="checkbox"/> 登録済 )

上記の者が健康保険委員として登録することに同意します。

令和 年 月 日 事業主名 \_\_\_\_\_

※エントリーいただいた事業所さまの事業所名を協会けんぽ北海道支部ホームページで周知いたします。  
また、ホームページアドレスをご記入いただいた事業所さまはホームページをリンク先として登録いたします。